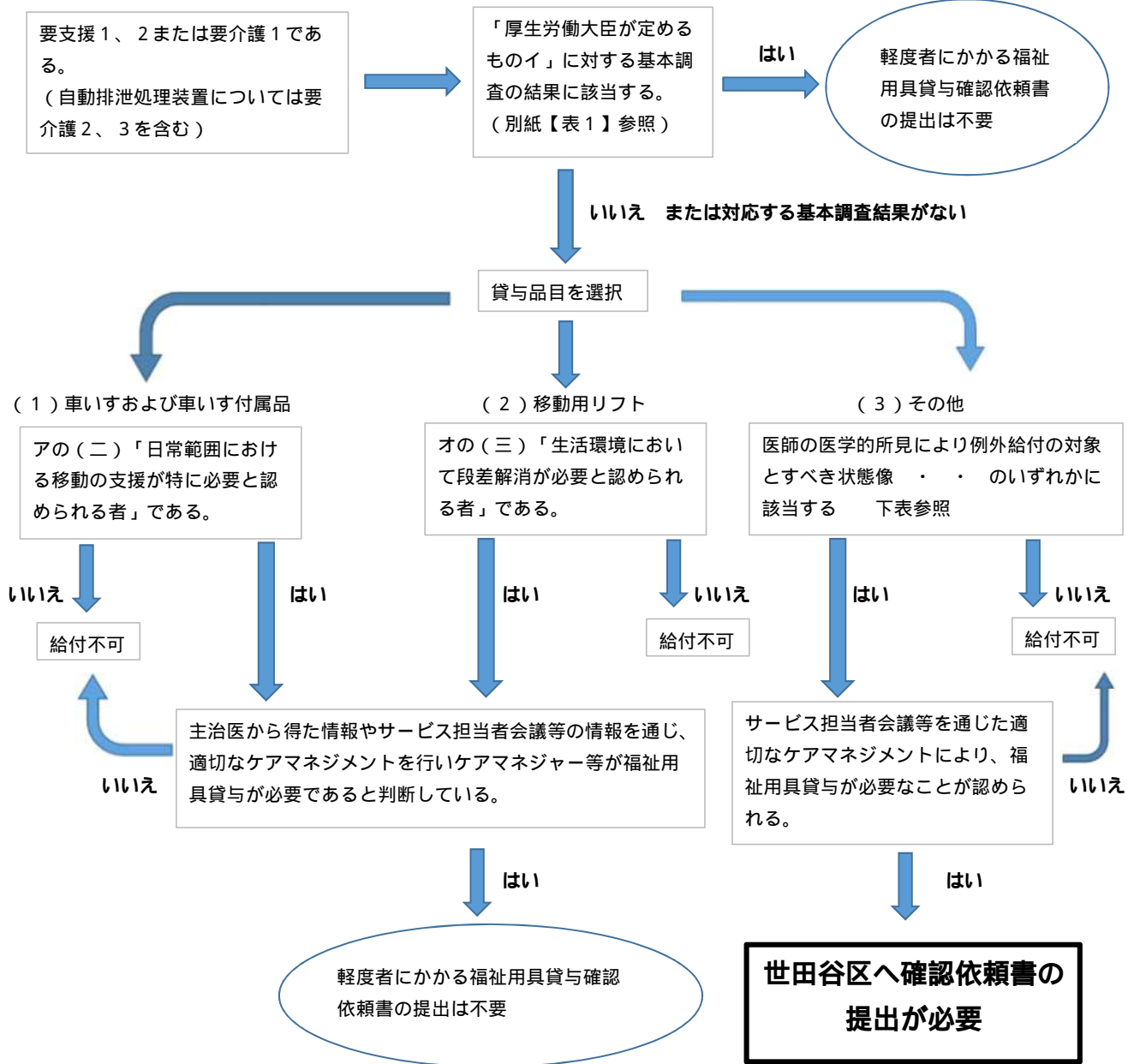


軽度者の福祉用具貸与の手続きについてのフロー図

START



【医師の医学的所見により例外給付の対象とすべき状態像 . . .】

) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者 (例: **パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象**)

) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間のうちに利用者告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者 (例: **がん末期の急速な状態悪化**)

) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できるもの (例: **喘息発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避**)

表 1

対象外種目	利用が想定される状態像 (厚生労働大臣が定める者、利用者等告示 第三十一号のイ)	基本調査項目	確認依頼書提出の 要否	
ア 車いす及び車いす付属品 右記(一)及び(二)のいずれかの 状態像に該当する者	(一) 日常的に歩行が困難な者	【基本調査1-7 歩行】		
		「1. つまらないうでできる」	要	
		「2. 何かにつかまればできる」		
	「3. できない」	不要		
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が 特に必要と認められる者	【基本調査項目なし】		不要
		主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等の適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が必要と判断した。		
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品 右記(一)及び(二)のいずれかの 状態像に該当する者	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	【基本調査1-4 起き上がり】		
		「1. つまらないうでできる」	要	
		「2. 何かにつかまればできる」		
	「3. できない」	不要		
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	【基本調査1-3 寝返り】		要
		「1. つまらないうでできる」	要	
「2. 何かにつかまればできる」				
「3. できない」	不要			
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換機	(一) 日常的に寝返りが困難な者	【基本調査1-3 寝返り】		
		「1. つまらないうでできる」	要	
		「2. 何かにつかまればできる」		
「3. できない」	不要			
エ 認知症老人徘徊感知機器 右記(一)かつ(二)の状態像に該 当する者	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 一つでも「不要」に該当すれば 確認依頼書の提出は不要	【基本調査3-1 意思の伝達】		
		「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」	要	
		「2. ときどき伝達できる」		
		「3. ほとんど伝達できない」	不要	
		「4. できない」		
		【基本調査3-2 毎日の日課を理解する】から 【基本調査3-7 場所の理解】までのいずれか		要
		「1. できる」		
		「2. できない」	不要	
		【基本調査3-8 徘徊】から 【基本調査4-15 話がまとまらず会話にならない】 までのいずれか		要
		「1. ない」		
		「2. ときどきある」	不要	
		「3. ある」		
その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合		不要		
(二) 移動において全介助を必要としない者	【基本調査2-2 移動】		不要	
	「1. 介助されていない」	不要		
	「2. 見守り等」			
	「3. 一部介助」	要		
	「4. 全介助」			
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。) 右記(一)、(二)及び(三)のい ずれかの状態像に該当する者	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	【基本調査1-8 立ち上がり】		
		「1. つまらないうでできる」	要	
		「2. 何かにつかまればできる」		
	「3. できない」	不要		
	(二) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	【基本調査2-1 移乗】		要
		「1. 介助されていない」	要	
「2. 見守り等」				
「3. 一部介助」				
「4. 全介助」	不要			
(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	【基本調査項目なし】		不要	
	主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等の適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が必要と判断した。			
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。) 右記(一)かつ(二)の状態像に該 当する者	(一) 排便が全介助を必要とする者	【基本調査2-6 排便】		
		「1. 介助されていない」	要	
		「2. 見守り等」		
		「3. 一部介助」		
	「4. 全介助」	不要		
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	【基本調査2-1 移乗】		要
「1. 介助されていない」		要		
「2. 見守り等」				
「3. 一部介助」				
「4. 全介助」	不要			